

平成 25 年 6 月 1 日

患者さまへ

病 院 長

初診時選定療養費の改定について

厚労省は「かかりつけ医制度」を進めるなかで、診療所と病院とがそれぞれの機能に応じた医療提供を行う医療連携制度を推進しております。

当院もその方針に沿って、紹介患者さまの外来診療を積極的に進めており、また、治療方針が確定した患者さまについては、患者さまのご希望をお聞きし、お近くのかかりつけ医にご紹介をいたしております。

このようななかで、現在紹介状をご持参でない患者さまについては、診療報酬制度に基づき「初診時選定療養費」をいただいておりますが、今般、下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、今後、初診時の当院受診に際しましては、かかりつけ医の紹介状をご持参することをお勧めいたします。

記

1. 改定日 平成 25 年 7 月 1 日（月）

2. 改定後の選定療養費 2, 100 円

* 「初診時選定療養費」とは、初診時に他の医療機関から所定の紹介状（診療情報提供書）がない場合に、保険診療以外に自己負担していただく費用です。

以 上